

第5期 雲南省農業委員会第20回総会議事録

1. 日 時 平成28年2月18日(木) 14:00~15:05

2. 場 所 市役所 会議室(301)

3. 出席委員(29名)

1番 渡部洋一	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉	5番 片寄健治
6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二	9番 永井尚二
11番 藤原修至	13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温
16番 内部武雄	17番 柳原昌広	19番 白築美雄	20番 中西康一
21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博
25番 錦織邦男	26番 岡田 伸	27番 持田明典	28番 川上蘆求
29番 山本裕子	30番 高島幹雄	31番 陶山直利	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(8名)

2番 高尾茂通	10番 周藤寛洲	12番 橋本 博
18番 白築 進	29番 山本裕子	32番 小田久義
33番 藤原 好	36番 石橋義明	

遅刻届出委員(0名)

5. 事務局又は説明者

事務局長 杉原律雄	統括主幹 女鹿田比文
主 幹 高橋知恵美	副 主 幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第114号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第115号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第116号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第117号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第118号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 錄 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議事録要旨
議長	ただ今の出席委員は28名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第20回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。
議長	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、雲南市農業委員会會議規則第13条の規定により、3番岡田康弘委員、4番竹内勉委員を指名します。
議長	日程第2、諸報告を行います。
議長	次に、事務局から説明をお願いします。
事務局	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届出）の受理について ・公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議長	事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。 (無しの声あり)
議長	以上で質疑を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行ないます。 「議第114号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	議案書9ページをご覧ください。「議第114号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」説明します。 申請番号1番、○○町○○△△-△外4筆、地目は登記簿・田、現況・荒廃農地2筆、登記簿・畠、現況・荒廃農地3筆で面積は合計で5,273m ² 、権利の種別は非農地証明で、所有者は○○町○○の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地でなく荒

発信者	議事録要旨
事務局	<p>廃しているため」ということです。現況が荒廃農地で確認は農業委員1名と事務局で行っております。確認委員は○○委員で2月1日に現地確認を行っております。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、長期間、耕作放棄したため、自然改廃した農地で、農地への復旧・耕作が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第114号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。
議長	「議第114号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり認定することに決定いたしました。
議長	「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	議案書11ページをご覧ください。「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。

発信者	議　事　録　要　旨
事務局	<p>申請番号 1 番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも田で面積は 1,687 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり規模を縮小したいため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は 10 a 当り 100,000 円で確認は○○委員です。この案件の申請にあたり△△委員が申請代理人になっておられます。</p> <p>申請番号 2 番、○○町○○△△-△外 2 筆、地目は登記簿・現況とも田が 1 筆、登記簿・現況とも畑が 2 筆で面積は合計で 2,004 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は○○市○○の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。△△△△さんは県外で農業技術研修を受けておられて、○○市の定住推進企画員として農業をとおした定住者開拓、支援を行っておられます。昨年から地元に帰ってこられてこのたび個人でも就農をされます。下限面積はこの申請だけでは満たしませんが後程、利用権設定の申請がでており、それと併せて下限面積を満たすことになります。譲渡人の□□□□さんと△△△△さんの実家のお父さんとは交流がある方で処分の意向もあり土地代は無償ということです。確認は○○委員です。</p> <p>申請番号 3 番、○○町○○△△-△外 3 筆、地目は登記簿、現況とも田で面積は合計で 8,853 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事由は、「後継者に農地を譲渡する」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は親子ということで無償、確認は○○委員です。</p> <p>申請番号 4 番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で面積は 21 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲渡する」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「譲渡人の要望により譲り受ける」ということです。土地代は譲渡人の要望ということで無償、確認は○○委員です。</p> <p>申請番号 5 番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・雑種地、現況・畑で面積は 2,022 m²です。権利の種別は 3 条の使用貸借で、貸付人は○○市○○の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。借受人は、○○町○○の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する」ということです。登記簿は雑種地となっておりますが貸付人のお父さんがリンゴ園を経営しておられて、既にやめておられますが防風柵や棚、樹木も再生が可能な状況でそれを利用し再開を計画しておられます。賃借料は無償です。確認は○○委員です。</p> <p>申請番号 6 番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・畑、現況・畑 1 筆、登記簿・田、現況・畑 1 筆で面積は合計で 2,470 m²です。権利の種別は 3 条の有償移転で、譲渡人は○○市○○の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており耕作が困難なため」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さんです。さきほどの申請番号 5 番の方です。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を主宰する」ということで</p>

発信者	議事録要旨
事務局	<p>す。土地代は 10 a 当り 80,000 円で確認は〇〇委員です。5 番、6 番の案件で下限面積を満たすことになります。また、この方も農業研修をされており、〇〇県から昨年、転入された方です。</p> <p>申請番号 7 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畠で面積は 55 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。譲受人と譲渡人は同居されている夫婦です。申請事由は、「申請地を借り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は夫婦ということで無償、確認は〇〇委員です。同居しておられる夫婦間の譲渡ですが経営農地が下限面積を満たさないもので本来的には譲渡できないのですが農地法 3 条第 2 項第 5 号に相当の事由があるときは例外的に認められることになっております。農地法施行令第 6 条第 3 項第 3 号に「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地でその隣接の農地を現に耕作しているものが権利を取得する場合」とありこの場合は△△-△の畠について△△△△さんが相続をされており、一体的に耕作をされるということです。</p> <p>以上、本件については「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	「議事参与の制限」に該当する、申請番号 1 番の案件がございますので、最初に、議事参与に関わる案件である 申請番号 1 番の案件を除く案件、申請番号 2 番～7 番についてご審議いただきます。
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
	(無しの声あり)
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議事録要旨
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件を除く案件、申請番号2番～7番については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件を除く案件、申請番号2番～7番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは次に、「議事参与の制限」に関わる申請番号1番について審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、23番〇〇委員には、ご退席願います。</p>
	(〇〇委員 退席)
議長	<p>先ほど、事務局より説明がありましたが、確認された委員で補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
	(無しの声あり)
議長	ただ今事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議事録要旨
議長	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 「議第115号農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番の案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議長	23番〇〇委員には、ご着席願います。
	(〇〇委員 着席)
議長	次に、「議第116号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書15ページをご覧ください。「議第116号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・田、現況・宅地、面積は119m ² です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地拡張で、土蔵と物置それぞれ1棟を建築されます。転用理由は、「自宅の庭が狭く、また隣地が宅地化されて耕作に適さなくなつたため、申請地を整備して土蔵と物置を建築したい」ということです。始末書が提出されており「平成3年に土蔵、物置を建築してしまった」ということです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となつていない小集団の生産力の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。 申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況ともに田、面積は合計で1,990m ² です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は資材置場で、県産材、外材等置場、製品置場及び機材置場にされます。転用理由は、「木材業を自営しております。既存の資材置場が狭隘で十分に対応できない。加えて近年県産材の需要が多くなり、それに対応するための資材置き場とするため」ということです。農用地区域外で、1,000m ² を超えていたため確認は〇〇委員と〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。 申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は2筆とも登記簿・現況ともに畑、面積は合計16.98m ² です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は高所で、法面も崩れやすく危険なため、家に近く安全な場所に移転したい」ということです。平成28年1月5日に農用地除外の事前了承があり、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。 申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑が1筆、登記

発信者	議事録要旨
事務局	<p>簿・畠、現況・宅地が 1 筆、面積は合計で 190 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地、車庫及び宅地拡張で、墓碑及び車庫をそれぞれ 1 棟建築されます。転用理由は、「現在の墓地は、山頂にあって維持管理が困難であるため、申請地に移設したい。また、車庫増築及び庭を建設したい」ということです。始末書が提出されており「平成 10 年に車庫増築及び庭として利用してきた」ということです。農用地区域外で、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 5 番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・田、現況・畠、面積は 8.99 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建築されます。転用理由は、「墓地が遠方の為、申請地に移転したい」ということです。平成 27 年 8 月 10 日に農用地除外の許可があり、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 6 番、○○町○○△△-△外 2 筆、地目は 3 筆とも登記簿・畠、現況・雑種地、面積は合計 73.28 m²です。申請人は、○○町○○の□□□□さん、転用目的は墓地管理地及び参道です。転用理由は、「弟の墓地を新設したため、その周囲に墓地管理地及び参拝用の道路を設けたい」ということです。始末書が提出されており「平成 5 年に墓地管理地及び参道を設けてしまった」ということです。農用地区域外で、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>以上、6 件の申請についてご審議をお願いします。</p>
議長	ただ今事務局より説明がありました、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
9 番	9 番○○です。申請番号 1 番について、始末書付きです。図面の 27 ページです。昭和 37 年の水害の時に申請者のお父さんが、△△-△を転用し家を移転されたそうです。その後の平成 3 年に、地元では公民館がないということで△△-△を進入路とし、△△-△に○○公民館を建てられました。その際、申請者のお父さんが、申請地に土蔵と物置を建築されました。転用がしてあると思っておられましたが、転用されていないことが農地パトロールの時にわかつて指導し、4 年がかりで申請されました。ご審議お願いします。
7 番	7 番○○です。申請番号 2 番についてです。申請地は 1,000 m ² を超えていて補足説明をします。図面の 31 ページから 33 ページをご覧ください。以前から話がありましたが、このたび現在の資材置場が狭くなったとのことでして、申請地を造成し木材の資材置場を整備されます。造成では土を入れて 1 m 位上げ、溜柵をつくって排水を整備されます。周辺の農地の方や家屋の方の了解も得ました。ご審議お願いします。
21 番	21 番○○です。申請番号 4 番について、始末書が付いています。図面の 41 ペー

発信者	議事録要旨
21番	ジをご覧ください。△△-△に車庫と庭を整備し利用してこられた始末書付きの件ですが、農地パトロールの際に宅地になっていることがわかつっていましたが詳しくはわかりませんでした。墓地を△△-△に移転する計画が出まして、この際にはっきりさせようということでやりました。平成10年に車庫及び庭として利用してきた、誠に申し訳なかったということです。ご審議お願いします。
24番	24番〇〇です。申請番号6番について、始末書が付いています。図面の50ページから51ページをご覧ください。〇〇町〇〇の□□□□さんから墓地管理地及び参道について始末書付きですので説明します。申請者の弟さんが事故により急死されました。□□□□さんは当時墓がなかったわけですが、先祖さんの横に仮埋葬されました。25回忌を機に墓地と参道を設けたということでございます。その後、農地法上のこと理解されまして土地家屋調査士に手続きを依頼されました。申請人は深く反省しておられます。ご審議お願いします。
議長	ただ今事務局及び確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
14番	14番〇〇です。申請番号1番についてです。図面の27ページの申請地は畠とあります、議案書の登記簿は田です。どっちでしょうか。
事務局	図面の畠が誤りで田です。
議長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	以上で質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第116号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。

発信者	議事録要旨
議長	よって、「議第116号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第117号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書18ページをご覧ください。「議第117号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番は先ほどの農地法第4条申請の申請番号6番に関連する案件です。</p> <p>申請番号1番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・畠、現況・墓地、面積は5.66m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「申請地に墓地を新設したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成5年より墓地を整備してしまった」ということです。農用地区域外で、土地代は無償、確認は○○委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、○○町○○△△-△外5筆、地目は登記簿・田、現況・畠が4筆、登記簿・現況とも畠が2筆、面積は1,217.41m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さん、借受人は○○町○○の△△△△代表取締役□□□□さんです。転用目的は資材置場で、碎石置場、真砂土置場、土木資材置場及び駐車区画5台分を建設されます。転用理由は、「近くで行う建設工事に資材置場が必要なため」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は10アール当たり82,000円、確認は○○委員、○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号3番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・畠、現況・宅地、面積は76m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は車庫で、車庫1棟13.50m²を建設されます。転用理由は、「駐車場がないため、車庫を建築したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成2年に車庫を建築してしまった」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり6,052,000円、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・田、現況・畠、面積は1,815m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さん、借受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル135枚222.70m²を設置されます。転用理由は、「申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適しているため、太陽光発電施設を設置したい」ということです。平成28年1月5日</p>

発信者	議事録要旨
事務局	<p>に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は10アール当り44,000円、確認は○○委員、○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号5番、○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畠、面積は2,409m²です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さん、借受人は○○市○○の(有)△△代表取締役□□□□さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル176枚290.40m²を設置されます。転用理由は、「申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適しているため、太陽光発電施設を設置したい」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は10アール当り29,000円、確認は○○委員、です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号6番、○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿・田、現況・畠が1筆、登記簿・現況とも畠が1筆、面積は542m²です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は○○町○○の□□□□さん、借受人は○○町○○の△△△△さん、△△△△さん共有です。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟67.70m²、駐車区画4台分を建設されます。転用理由は、「現在住んでいる実家の近くである申請地に新居を建築したい」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は無償、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号7番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・現況とも畠、面積は244m²です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は○○市○○の□□□□さん、借受人は○○市○○の(有)△△代表取締役□□□□さんです。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光発電パネル66.5枚129m²を設置されます。転用理由は、「現在の遊休地を借りて売電のための太陽光発電の設備を設置し利用したい」ということです。農用地区域外で、賃借料は無償、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号8番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・畠、現況・雑種地、面積は282m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○市○○の(株)△△代表取締役□□□□さんです。転用目的は太陽光発電施設を建設されます。転用理由は、「太陽光発電施設整備計画に伴う法面の一部として整備する」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成27年7月に造成工事を行つてしまつた」ということです。平成28年1月5日に農用地除外事前了承が出ております。土地代は10アール当り325,000円、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号9番、○○町○○△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計578m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△さん、△△△△さん、△△△△さん共有です。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟175.40m²、駐車区画3台分を建設されます。転用理由は、「家族が増え、現住宅が狭くなつた為、申請地に個人住宅を建築する」ということです。農用地区域外で都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10アール当り30,960,000円、確認は○○委員です。農地区分は「都市</p>

発信者	議事録要旨
事務局	<p>計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号10番、○○町○○△△-△、地目は登記簿・畑、現況・墓地、面積は9.90m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△△△さんです。転用目的は墓地で、墓地1棟を建設されます。転用理由は、「以前の墓地は山中で高低差があり、管理するのが困難であったため、申請地に設置したい」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成27年11月に設置してしまった」ということです。農用地区域外で、土地代は無償、確認は○○委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号11番、○○町○○△△-△外3筆、地目は登記簿・田、現況・畑が1筆、登記簿・現況とも畑が3筆、面積は合計1,988m²です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さん、譲受人は○○町○○の△△市土地開発公社理事長□□□□です。転用目的は分譲団地造成で、分譲地7区画を造成されます。転用理由は、「公有地の拡大の推進に関する法律及び雲南省定住施策に基づき住宅団地を造成し、分譲を行う」ということです。農用地区域外で、土地代は10アール当たり5,030,000円、確認は○○委員、○○委員です。農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、第1種農地と判断致しました。許可条項は規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>以上11件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議長	ただ今事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
24番	24番○○です。申請番号1番についてです。4条で説明しました関連です。譲受人の△△△△さんは、□□□□さんのお弟さんの奥さんで近くに分家しておられます。ご審議お願いします。
9番	9番○○です。申請番号2番についてです。申請地は1,000m ² を超えていて、補足説明をします。申請地は○○中学校建設時に残土を入れられたところでして、当時は住宅にする考えもあったそうです。若干便利も悪く見通しが立たないこともあります。事務局から説明があったところですが、近くで行う建設工事に資材置場が必要なためということです。ご審議の程お願いします。
8番	8番○○です。申請番号3番について、始末書付きです。確認は10番○○委員ですが、急きょ自治会の関係で欠席でありまして依頼を受けておりまので代わって説明します。車庫の建築につきましては平成2年に建築してしまったということですが、譲受人の△△△△さんは若い方でして、当時一切がっさいお父さんがやっておられた

発信者	議　事　録　要　旨
8番	ということです。このたび譲受人の△△△△さんが資産を確認し整理する中で、農地のままで登記が変わっていないことがわかり、〇〇委員に相談があったということです。当時農地法の認識がないままやってしまい、大変申し訳なかったということです。今後は十分注意をしますのでお願いしますとのことです。ご審議の程お願いします。
22番	22番〇〇です。申請番号4番、5番についてです。申請地は1,000m ² を超えていますので補足説明をします。譲渡人の□□□□さんはかなり高齢の方で、現在施設におられます。若い方は市外におられます。3年前ぐらい前から申請地が荒れています。こうした状況の中で、若い方等が相談され太陽光発電施設を設置される計画です。ご審議お願いします。
21番	21番〇〇です。申請番号8番についてです。図面の83ページです。山林の所に太陽光パネルが設置されます。整地されたところの下側が法面になっていまして、土止めがあるところが申請地の△△-△です。始末書が付いていまして、平成27年7月に山林の所の造成工事に合わせてやってしまったということです。ご審議お願いします。
5番	5番〇〇です。申請番号10番、11番について説明します。 まず10番についてです。譲渡人と譲受人は、本家と分家の親せきです。近年、譲受人のお母さんが亡くなられまして、本家から墓土地を譲り受け転用申請手続きされました。ところが転用申請手続きをすればもうやつてもいいと早合点されたようでして、昨年の11月に設置されました。大変申し訳なかったとのことです。ご審議の程お願いします。 次に、申請番号11番についてです。申請地は1,000m ² を超えていて補足説明をします。図面の94ページをご覧ください。申請地はぎりぎり農用地区域外です。申請地の近辺は住宅がどんどん立っています。このたび市土地開発公社が分譲団地を造成し、分譲地7区画とすることがまとまり申請が出ました。ご審議の程お願いします。
議長	ただ今事務局及び確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
14番	14番〇〇です。申請番号2番についてです。図面の54ページの図面56ページの写真の関係についてです。家が建っているところはどこですか。
事務局	△△-△、△△-△などとして、田ではなくて宅地の誤りです。
議長	他に質疑はございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議事録要旨
議長	以上で質疑を終わります。
議長	次に、討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第117号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって、「議第117号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。
議長	次に、「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書24ページ「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。 今回の案件は○○町9件、○○町16件、○○町1件、○○町5件、○○町5件の計36件申請されております。 この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。 また、「議事参与の制限」に該当する申請番号10番、申請番号11番、申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。
議長	概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。 (休憩)

発信者	議事録要旨
議長	<p>再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。</p> <p>最初に、議事参与に係る案件であります申請番号10番、申請番号11番、申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番を除く案件についてご審議いただきます。</p> <p>○○町より順次発表をお願いします。</p>
9番	9番○○です。○○町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
15番	15番○○です。○○町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
24番	24番○○です。○○町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
5番	5番○○です。○○町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
4番	4番○○です。○○町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	<p>ただいま各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	討論なしと認めます。
議長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、申請番号11番、申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	異議なしと認めます。
	よって「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認

発信者	議事録要旨
議長	について」申請番号10番、申請番号11番、申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議長	<p>次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号10番、申請番号11番の案件についてのみ審議いたします。</p> <p>雲南省農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、6番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議長	申請番号10番、申請番号11番についてご協議いただいた結果を〇〇町より発表をお願いします。
15番	15番〇〇です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。
	「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、申請番号11番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、申請番号11番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。

発信者	議事録要旨
議長	6番〇〇委員には着席いただきます。 (〇〇委員 着席)
議長	次に、「議事参与の制限」に該当する申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番の案件についてのみ審議いたします。 雲南省農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、21番〇〇委員にはご退席願います。 (〇〇委員 退席)
議長	申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番についてご協議いただいた結果を〇〇町より発表をお願いします。
15番	15番〇〇です。〇〇町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議長	ただいま〇〇町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
議長	討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論なしと認めます。
議長	お諮りいたします。 「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。 よって「議第118号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号12番、申請番号13番、申請番号14番、申請番号25番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。

発信者	議事録要旨
議長	21番〇〇委員には着席いただきます。 (〇〇委員 着席)
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。
事務局	ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。
事務局	次にその他事項に入ります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員